

申請から助成までの流れ

1 申請書等の入手

市役所窓口（第2庁舎1階7番窓口）又は市公式HPから、申請書と 医師意見書用紙（市指定の様式）を入手してください。

2 耳鼻咽喉科の受診、領収書の受領

医師意見書用紙を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。

医師に補聴器の装用が必要と認められたときは、医師意見書に記入を受けてください。医師意見書作成料を助成対象経費とする場合は、領収書も受領してください。

医師意見書作成料は助成対象経費ですが、受診料及び検査料等は自己負担です。

聴力レベルが身体障害者手帳交付対象となる方は、助成対象外です。

医師意見書の作成日から、原則3か月以内に申請してください。

補聴器の購入先は、耳鼻咽喉科の医師と相談のうえ、十分検討してください。また、医療費控除を受けたい場合は、補聴器相談医が在籍する医療機関を受診し、認定補器専門店で購入するなど、一定の要件を満たす必要があります。詳しくは、お近くの税務署にご確認ください。

3 見積書の入手

補聴器販売店にて、聴力検査の結果に基づき、補聴器の備える機能に応じた適切な調整を実施のうえ、補聴器の見積書を入手してください。

見積書は、補聴器であること（品番・型番の記載）、価格、見積年月日がわかるような記載としてください。

助成対象機器は、管理医療機器認証を取得した補聴器です。集音器は、助成対象外です。

インターネットをはじめとした通信販売で購入した補聴器は助成対象外です。

4 申請・決定

(1) 申請書、医師が発行した医師意見書、補聴器の見積書、本人確認書類を高年齢者支援課地域支援係（第2庁舎1階7番窓口）に提出してください。

医師意見書を助成対象経費とする場合は、領収書の写しも提出してください。

医師意見書の作成日から原則3か月以内に提出してください。

申請者と対象者が異なる場合は、それぞれの本人確認書類を提出してください（提出可能な本人確認書類は、別紙のとおり）。

(2) 市から助成決定（却下）通知書が郵送されます。助成が決定した場合は、請求書用紙（市指定の様式）も併せて郵送されます。

助成決定通知書が届くまでは補聴器を購入しないでください。（助成決定前に購入してしまうと助成を受けることができません。）

申請日の属する年度の翌年度の4月末日までに、請求書等を市へ提出してください。

5 補聴器の購入、領収書の受領

助成決定の通知があった場合は、決定内容のとおり、補聴器販売店にて補聴器を購入し、領収書を受領してください。

領収書は、購入日付、型番、金額、発行者、発行者印が記載されているものとしてください。

インターネットをはじめとした通信販売での購入は助成対象外です。

6 請求書等の提出

市役所窓口（第2庁舎1階7番窓口）にて、請求書、補聴器の領収書の写し（意見書作成料を助成対象経費とした場合は、意見書の領収書の写しも提出してください。）、振込口座の通帳の写し、千歳市高齢者補聴器購入費等助成決定（却下）通知書の写しを提出してください。

請求者と口座名義が異なるときは委任状の添付が必要です。

7 助成

指定口座に助成金を振り込みます。

【お問合せ先】

千歳市保健福祉部

高齢者支援課地域支援係（第2庁舎1階7番窓口）

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

TEL：0123-24-0896(直通)

(別紙)

本人確認書類は以下のうちから、顔写真付きの場合はいずれか1点、顔写真なしの場合はいずれか2点の提出が必要です。

顔写真付きの書類（1点提出）	顔写真なしの書類（2点提出）
<ul style="list-style-type: none">・ 運転免許証・ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）・ マイナンバーカード・ 写真付きの住民基本台帳カード・ パスポート・ 写真付き身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳・ 在留カード、特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 各種健康保険被保険者証・ 介護保険被保険者証・ 後期高齢者医療被保険者証・ 基礎年金番号通知書または年金手帳